



自分の常識，世間の常識

校長 西 啓亨

二学期には、いじめ問題を考える週間や、人権週間があります。それらに先立ち、教員は毎年の研修を重ねています。最新の情報を基に、子供や保護者に適切に対応するためです。

例1 いじめの場合……いじめ防止対策推進法

よくある考え	法令でのとらえ
いじめとは、暴力、金銭や品物を強要する、脅す、仲間外し、無理矢理させる、などのことである。 ▽ ケンカでしょう。 ▽ お互い様でしょう。	いじめとは次の2つ ① 心理的または物理的な行為 ② 心身の苦痛を感じている 定義は①と②のみ。 ◎ どんな行為かは、問われない。 ◎ 回数も期間も、問われない。 ◎ された人が苦痛を感じたら、いじめと捉える。

例2 虐待の場合……児童虐待防止法

よくある考え	法令でのとらえ
虐待とは、暴力、食事を与えない、命を奪う、などのことである。 ▽ 様子を見よう。 ▽ 通報までは必要ない。 ▽ そんなに大きさに考えなくてもいいのに。	虐待とは次の4つ ① 身体的虐待 ② 性的虐待 ③ 保護の怠慢 ④ 心理的虐待 ③を「ネグレクト」とも言います。次のことも、③に当たります。 例：夜に子供だけで過ごさせる。 例：子供を車に放置する。 ◎ そう思われた段階で、可能性の段階で、通報しなければならない。 ◎ 自信がもてないことを理由にして、通告をためらってはならない。

個人の考えや言い分は、それぞれあることでしょう。しかし、自分の常識が世間の常識とは限りません。大切なのは、正しく分かって、正しく対応することですね。

下平川小学校にお越しください！ 地域が育む「かごしまの教育」県民週間

毎年、11月1日～11月7日が県民週間です。また、その前後3週間に、関連の行事が行われます。右の紙面を御覧ください。

下平川小学校では、一年間を通じて「いつでも、どなたでも、何回でも、学校にいらしてください。」と御案内しております。事前の連絡は不要です。児童の普段の様子を御覧ください。

御寄付をいただきました

9月18日に、町議会議員を勇退なさる有志議員3名の方々から、図書費の御寄付をいただきました。

宗村 勝 様
今井 吉男 様
新山 直樹 様

御厚情・御厚志に深く感謝申し上げます。ありがとうございました。児童用の図書を購入し、子供たちの豊かな心を一層育てまいります。

校区民体育大会

9月22日に、校区民体育大会が開催されました。荒天やコロナ禍での中止を経て、6年振りに行われました。

未就学の幼児から高齢者までが一同に会し、校区の一体感や盛り上がりを感じました。



エイサーの衣装をいただきました。

県立沖永良部高等学校のエイサー部から、衣装20着をいただきました。徳留健作校長先生が直接お届けくださいました。

子供たちは、翌日から早速衣装を着けて、張り切って練習に励みました。

運動会では、6年生がいただいた衣装を着けて、4・5年生と一緒に演舞しました。

今後も大切に受け継いで、活用してまいります。沖高エイサー部の皆さん、顧問の村松先生、ありがとうございました。



雨雲を吹き飛ばす、元気いっぱいの運動会

9月29日、運動会を開催しました。朝から保護者・地域の皆様から、雨水のかき出しや砂入れなどをしてくださったおかげで、見事なまでに校庭の状態が回復しました。

短縮での開催となりましたが、子供たちは練習の成果を出し切り、元気いっぱいの活躍でした。多くの御参観や応援をありがとうございました。



運動会に際し、御寄付や御支援を賜りました。篤く御礼申し上げます。

原ロー彦 様 親和建设 様
元栄建設 様 甲斐組 様
甲斐組 様 (校庭整地ボランティア)

弁護士による「いじめ防止授業」

10月7日、奄美市にある「そらうみ法律事務所」の青松淳紀弁護士を講師にお招きして、いじめ防止教室を行いました。

実際のいじめの事件の話聞いて、とても心を打たれた様子でした。いじめを受けた側の気持ちが大切ですね。



余多の皆様と稲刈り

10月8日、5年生が稲刈りを体験しました。苗作りや田植えからずっと、余多の皆様にお世話になっています。

12月には、収穫した米で餅を搗きます。余多の皆様、ありがとうございます。



11月の行事予定

をぜひ御参観ください。

1日(金) 地域が育む「かごしまの教育」県民週間 ～7日(学校自由参観)
キャリア教育授業「大先輩に学ぼう」(4～6年生:5・6校時)

3日(日) 文化の日 町生涯学習フェスティバル

8日(金) 学習発表会の会場設営(6校時:5・6年生)

9日(土) 土曜授業日 学習発表会(2・3校時:体育館)

11日(月) 読書集会(3校時)

12日(火) 芸術鑑賞会:オペラ(14:00～ ユシキャホール)

14日(木) 小・中音楽発表会(午前:あしびの郷)

15日(金) スクールカウンセラー来校日

※ 毎月第3土曜日は「青少年育成の日」 第3日曜日は「家庭の日」です。
23日は「家庭読書の日」です。